

第8章 廃棄物・資源循環

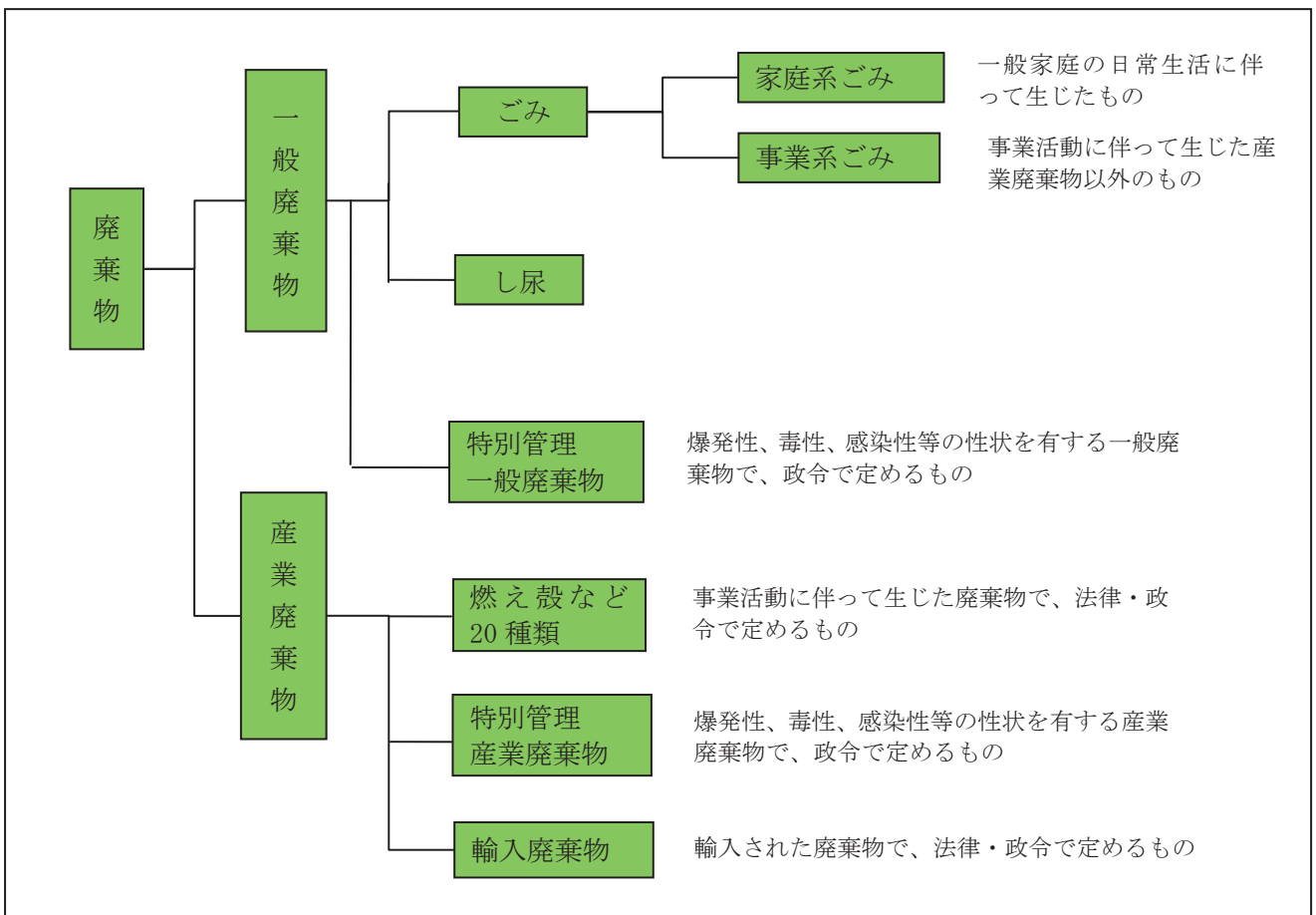
第1節 環境の状況

1 廃棄物とは【資源循環推進課】

廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないため不要になったものをいいます。家庭等から発生する

ごみやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物とに区分されます（図8-1-1）。

図 8-1-1 廃棄物の分類



2 一般廃棄物【資源循環推進課】

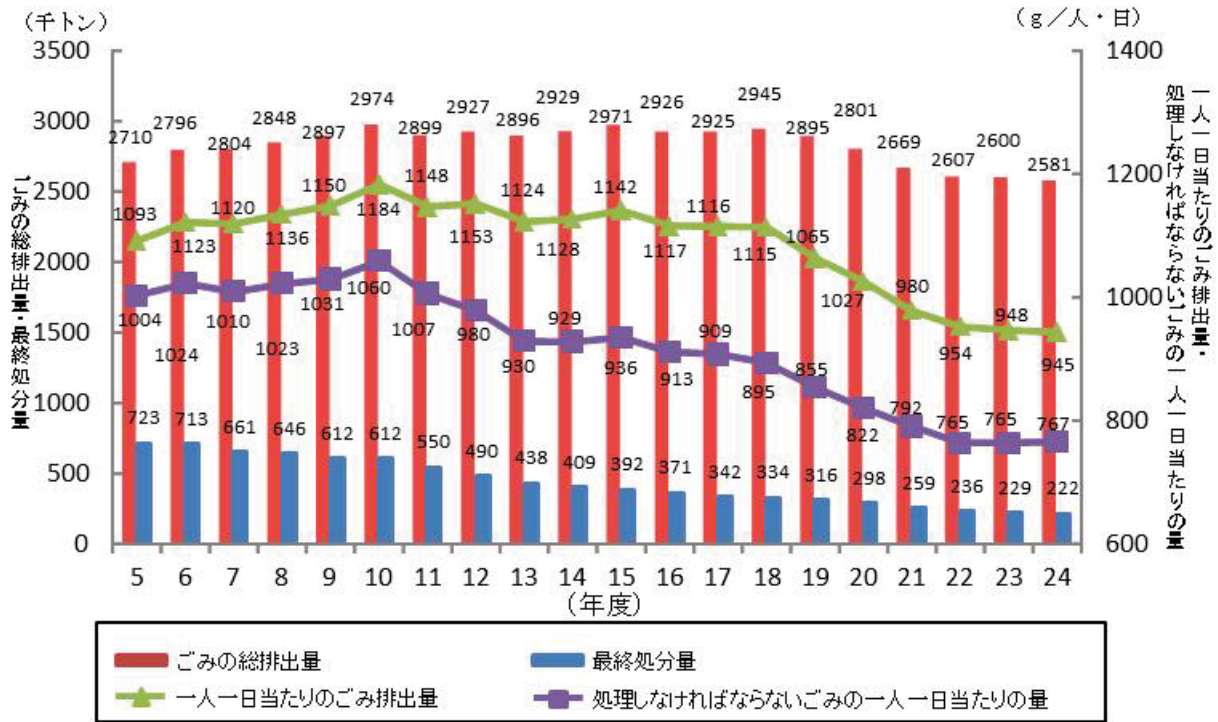
し尿やごみなどの一般廃棄物を適正に処理し生活環境を清潔に保つことは、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図る上で重要な課題であり、市町村の自治事務とされています。

(1) ごみの処理

平成 24 年度における本県のごみの総排出量（集団回収量を含む）は 258 万 1 千トンで、県

民 1 人 1 日あたりに換算すると 945 g でした。ごみは焼却処理やリサイクルなどにより減量化されるため、最終的に埋立処分される量は 22 万 2 千トンで、これは近年減少傾向にあります（図 8-1-2）。

図 8-1-2 ごみの総排出量と最終処分量の経年変化



(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。
 (注2) 「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

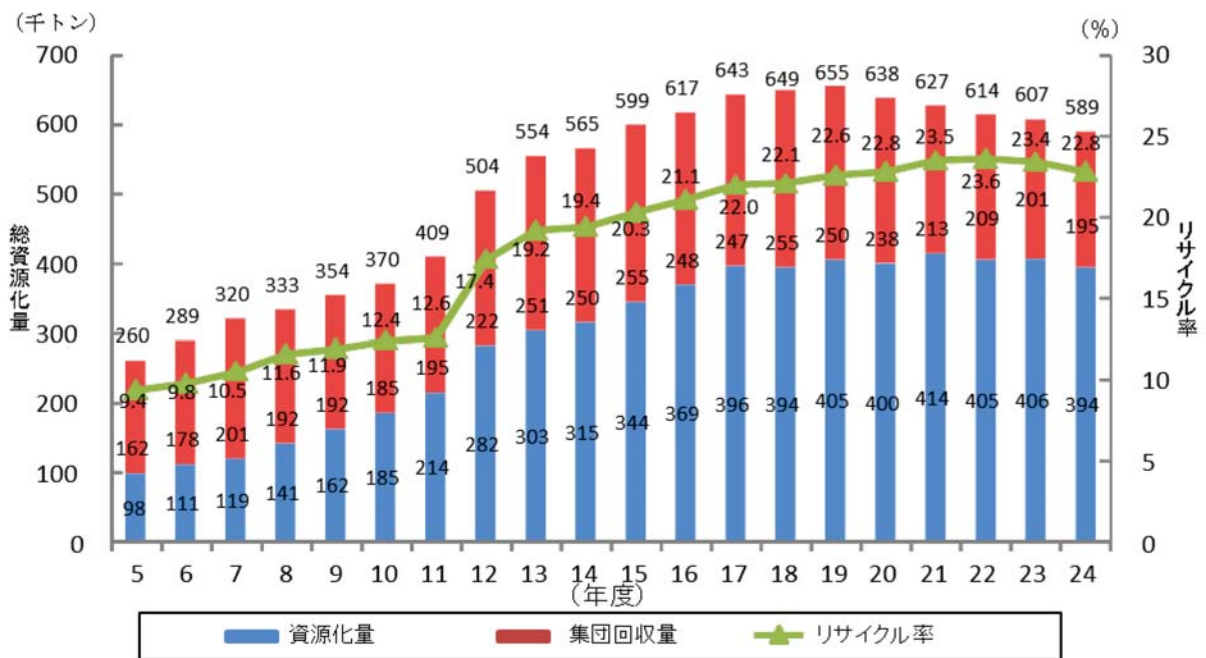
(資料) 環境部調べ

(2) ごみの資源化

ごみのリサイクル率は22.8%と前年に比べ0.6ポイント低下しています(図8-1-3)。

平成24年度の本県のごみの総資源化量は58万9千トンと前年に比べ1万9千トン減少し、

図 8-1-3 総資源化量とリサイクル率の経年変化



(注1) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。
 (注2) 「リサイクル率」= (「総資源化量」 / (「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」)) × 100
 (注3) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

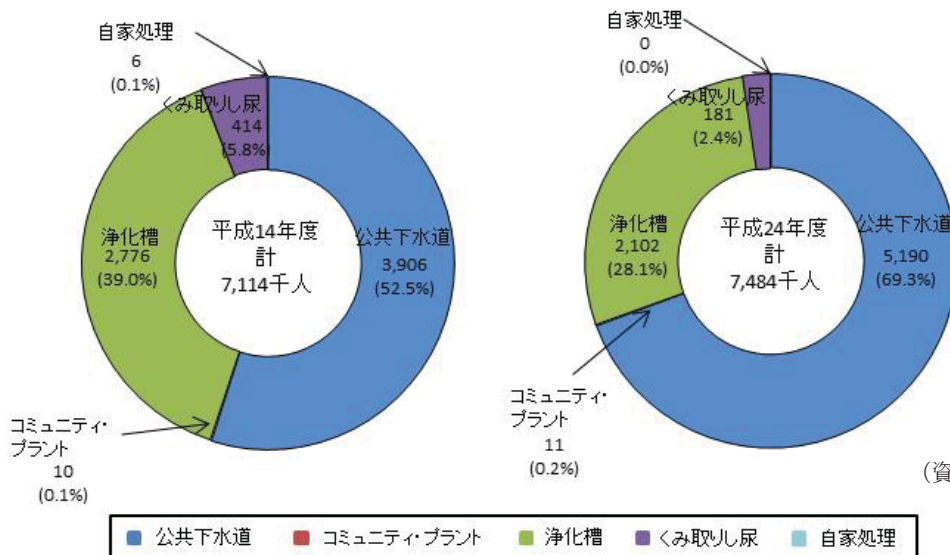
(資料) 環境部調べ

(3) し尿の処理

平成24年度における本県のし尿処理の人口割合を処理方法別に見ると、下水道による処理が69.3%、浄化槽（単独処理浄化槽を含む）による処理が28.1%、コミュニティ・プラント（地

域し尿処理施設）による処理が0.2%、くみ取りし尿の収集（一部自家処理を含む）が2.4%で、全体の水洗化率（下水道、浄化槽及びコミュニティ・プラントを使用している人口の割合）は97.6%となっています（図8-1-4）。

図8-1-4 し尿処理の内訳（単位：千人、人口割合）



(資料) 環境部調べ

3 産業廃棄物【資源循環推進課】

平成24年度の産業廃棄物の発生量、中間処理

による減量化量及び資源化量は前年に比べ増加し、最終処分量は減少しています（図8-1-5）。

図8-1-5 産業廃棄物の発生量等の推移



(資料) 環境部調べ

4 各種リサイクル法【資源循環推進課】

大量生産・大量消費型の経済社会活動を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が制定され、この法とともにリサイクルを促進する各種の法律が整備されました。

これらの法律は、国、地方公共団体、事業者及び消費者がそれぞれに担うべき責任と果たしうる役割についての理解を深め、相互の協力のもと総合的かつ計画的に資源を有効利用することにより持続可能な発展を目指すものです。

各種リサイクル法の状況は以下のとおりです。

(1) 容器包装リサイクル法【資源循環推進課】

県は、廃棄された商品の容器や包装の再商品化を促進するために定められた容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下本章において「容器包装リサイクル法」という。平成12年4月1日完全施行）に基づき「愛知県分別収集促進計画（第7期）」（計画期間：平成26年度～30年度）を平成25年12月に策定し、容器包装廃棄物の分別収集を推進しています。県内における平成24年度の市町村分別収集の状況は表8-1-1のとおりです。

県内の平成24年度における分別収集量は178,956トンと、前年度の185,774トンと比べ3.7%の減少となっています。

表 8-1-1 容器包装の分別収集状況（平成24年度）

		分別収集計画量 (トン)	分別収集実績量 (トン)	計画達成率 (%)	実施市町村数
ガラスびん	無色	21,191	19,978	94.3	54
	茶色	16,203	14,389	88.8	54
	その他	8,620	9,122	105.8	54
ペットボトル		18,735	18,166	97.0	54
その他のプラスチック製容器包装		65,524	59,612	91.0	49
スチール缶		11,553	9,937	86.0	54
アルミ缶		4,220	4,060	96.2	54
段ボール		32,741	23,440	71.6	53
紙パック		1,656	1,061	64.1	50
その他の紙製容器包装		19,408	19,191	98.9	25
計		199,851	178,956	89.5	—

(注) 分別収集計画量は愛知県分別収集促進計画（第6期）による。

平成25年3月末市町村数=54市町村

(資料) 環境部調べ

(2) 家電リサイクル法【資源循環推進課】

特定家庭用機器再商品化法（以下本章において「家電リサイクル法」という。平成13年4月1日完全施行）では、家庭や事業所から排出される廃家電の効果的なリサイクルを図ることを目的に、排出者（消費者、事業者）の収集・運搬及びリサイクル料金の負担、小売業者における排出者からの廃家電の引き取り及び製造業者等への引渡し並びに製造業者等によるリサイクルを義務づけています。対象家電としては、テ

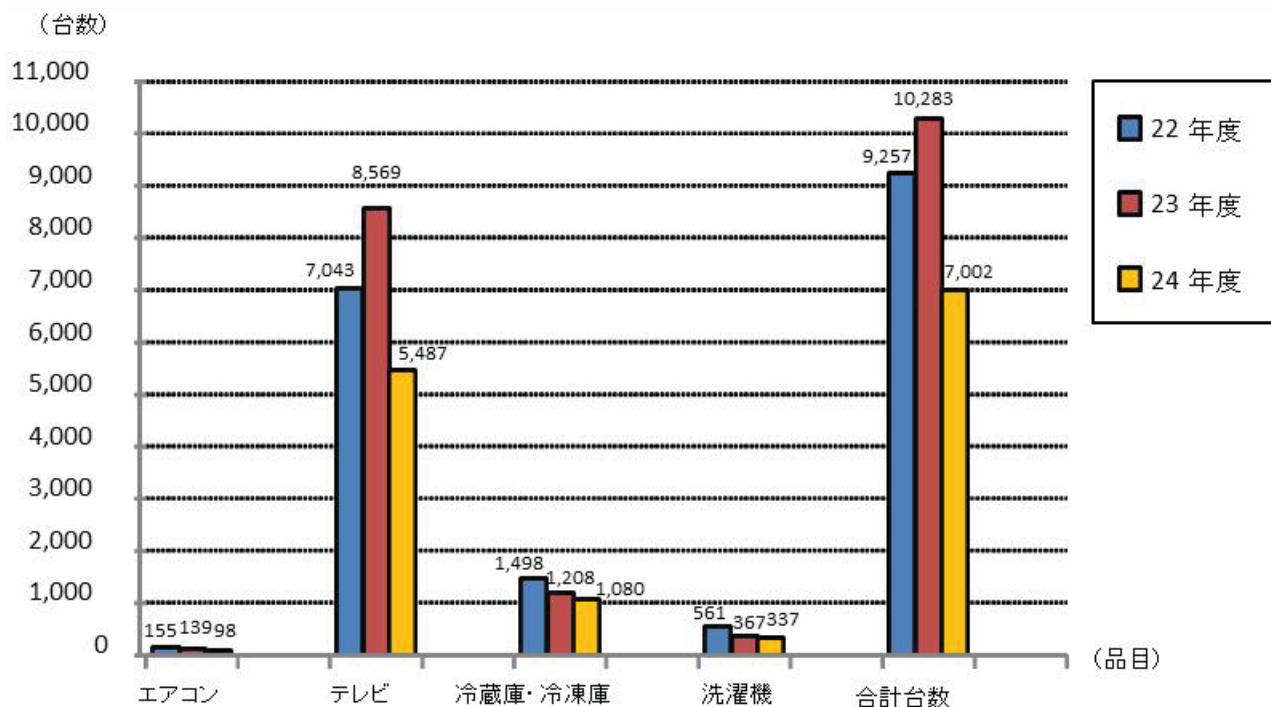
レビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンが指定されています。

家電リサイクル法の施行により、これら廃家電のリサイクルが進む一方、収集・運搬及びリサイクル料金の負担を免れるための不法投棄が問題となっています。最近3か年の不法投棄台数は図8-1-6のとおりです。平成23年度にテレビの不法投棄が増加したのは、地上デジタル放送への完全移行により、ブラウン管テレビの不法投棄が増加したことが要因と考えられます。

なお、不法投棄問題に対しては、平成 21 年から、一般財団法人家電製品協会により、廃家電の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された廃棄物を回収し製造業者等に引き渡す事

業を実施する市町村への不法投棄未然防止事業協力が始まっており、平成 26 年度においては、名古屋市、豊橋市、瀬戸市、小牧市、日進市、清須市及び愛知郡東郷町で行われています。

図 8-1-6 家電の不法投棄台数



(資料) 環境部調べ

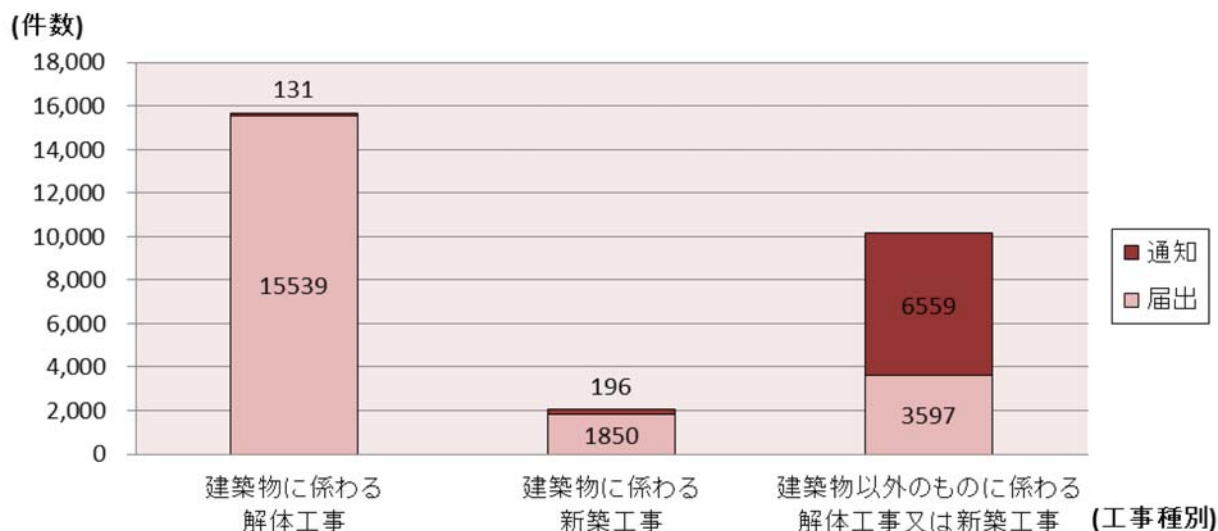
(3) 食品リサイクル法【食育推進課】

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下本章において「食品リサイクル法」という。平成 13 年 5 月 1 日完全施行）は、食品の売れ残り、食べ残しや食品の製造過程において大量に発生する食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の飼料や肥料等の原材料への再生利用等を促進するよう定めています。

(4) 建設リサイクル法【住宅計画課、建設企画課】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下本章において「建設リサイクル法」という。平成 14 年 5 月 30 日完全施行）に基づき、建築物等を解体する場合には分別解体及び再資源化が義務づけられています。また、建設工事の発注者及び受注者には分別解体及び再資源化に係る届出・契約等の手続きが義務づけられています（平成 25 年度の本県内の届出・通知件数は図 8-1-7 のとおり）。

図 8-1-7 県内の建設リサイクル法届出・通知実績（平成 25 年度）



(資料) 建設部調べ

(5) 自動車リサイクル法【資源循環推進課】

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下本章において「自動車リサイクル法」という。平成 17 年 2 月 1 日完全施行）に基づき、使用済自動車に関

する引取業又はフロン類回収業を行う者については知事等への登録が、また、解体業及び破砕業を行う者については知事等の許可が必要です。平成 25 年度末での登録・許可件数は表 8-1-2 のとおりです。

表 8-1-2 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数

所管	引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破砕業者	計
愛知県	825	337	184	31	1,377
名古屋市	497	115	30	10	652
豊橋市	173	54	27	11	265
岡崎市	124	43	14	5	186
豊田市	119	41	12	5	177
計	1,738	590	267	62	2,657

(注) 平成26年3月末現在、いずれも5年で更新が必要。

(資料) 環境部調べ

(6) 小型家電リサイクル法【資源循環推進課】

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下本章において「小型家電リサイクル法」という。）が、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

小型家電リサイクル法は、金、銀などの貴金属やリチウム、コバルトなどのレアメタルを多く含む使用済小型家電の多くが、リサイクルされることなく、

廃棄物として処分されているため、その再資源化を促進するため制定されたものです。

制度の概要は、一般家庭などで使用済となった携帯電話やデジタルカメラ等(制度の対象は28品目)を市町村や小売業者が分別収集し、国が適正なりサイクルを行うことができる者として認定した事業者(認定事業者)等に引き渡すことに努めるものです。

第2節 廃棄物・資源循環に関する施策

1 資源循環型社会の形成【資源循環推進課】

良好な環境を維持し持続可能な社会を実現していくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の排出抑制と適正な資源循環を促すことにより、環境への負荷ができるだけ低減された資源循環型社会を構築することが不可欠です。

もとより資源循環型社会の形成は、社会経済システムやライフスタイルの根幹にかかわる問題ですが、とりわけ本県は、活発な経済活動が営まれているモノづくり県であり、企業の事業活動等による資源投入も多いことから、他の地域にも増して資源循環に積極的に取り組むことが必要です。

本県においては、近年、事業者等が廃棄物をリサイクル・リデュースしようとする機運が高まり、廃棄物のリサイクル率は全国平均のそれを大きく上回っています。

(1) 新・あいちエコタウンプランの推進

本県では、先導的で効果的なリサイクル施設の計画的な設置を促進するとともに、循環ビジネスの普及・振興を図ることによって、環境と調和したまちづくりを推進することを目的に、平成16年9月に「あいちエコタウンプラン」(旧プラン)を策定し、様々な取組を行ってきました。

その後、同プランの策定から8年が経過し、社会情勢の変化やリサイクルの進展に応じて生じた様々な課題・障壁の顕在化など、プランに掲げた取組が時代に適合しない事態が生じました。このため、これまでの取組の検証をするとともに、今後おおむね5年間に取り組むべき施策の方向性及びその内容について、有識者、行政関係者などで構成する愛知県エコタウン推進会議における審議・検討を経て、改訂案を作成し、平成24年10月に経済産業省及び環境省の承認を受け、「新・あいちエコタウンプラン」(新プラン)として策定しました。

新プランでは、法の趣旨及び廃棄物処理計画の内容と整合性を保ちつつ、地域の特性を踏まえ、先導的で効果的なリサイクル施設等の設置や未利用資源の活用によって得られた新たな製品やエネルギーの地域内循環を促進することを目的としており、循環ビジネスの普及・振興等の手法を用いて、その具体化を図っています。

旧プランは、産・学・行政の交流・連携と事業者間の協働によって、新しい、高付加価値型の循環ビジネス創出の促進に取り組むことを基本に据えてきました。新プランでも、この流れを踏襲した上で、生み出されたビジネスが採算性を確保しつつ継続的に発展することに重点を置くとともに、循環ビジネスと既存の製造業とが社会経済システムの中でしっかりと結びつきながら、互いに需要を喚起しあう、「環境と経済が好循環するモノづくり県のさらなる発展」をめざすことを基本理念としています。

新プランに掲げる各施策は、産学行政の連携・協働の拠点である「あいち資源循環推進センター」において推進しています。また、業界団体等と連携して実施する循環ビジネス創出会議等を効果的に活用しています。

なお、新プランでは、各施策について目標と進行管理のための指標を定めており、愛知県エコタウン推進会議において、進捗状況と成果を検証するとともに、今後の取組みの方向性を検討しています。

これらにより、消費者・事業者・行政が一体となった総合的な社会的なシステムを持つ資源循環型社会の構築を目指しています。

循環ビジネスの発掘と創出のための支援

1. 循環型社会形成推進のための体制づくり
 - ① あいち資源循環推進センターの運営
2. 循環ビジネスに関する情報の提供
 - ① 循環ビジネス創出会議の充実
 - ② 資源循環情報システムの設置及び内容の充実
 - ③ 廃棄物の新たな用途創出の促進
3. 環境学習に関する情報の整備・充実
 - ① 「あいち環境塾」の開催
 - ② 環境学習に関する情報の整備・充実



あいち環境塾



循環ビジネス創出会議

循環ビジネスの事業化のための支援

1. 循環ビジネスの事業化支援に関する取組の充実
 - ① 環境ビジネスに関する情報の整備・充実
 - ② 循環ビジネスの事業化に係る新規立地に対する支援
2. 税財政面からの支援
 - ① 循環型社会形成推進事業費補助金の活用及び充実
 - ② 税財政面からの各種優遇制度の活用



資源循環情報システム



循環型社会形成推進事業費補助金対象設備

円滑な事業継続のための支援

1. 技術・製品等のPRや販路拡大への支援
 - ① エコタウン施設（事業・製品）への認定
 - ② メッセナゴヤ等企業展示会の場を活用した中小企業の環境ビジネスの発信
 - ③ 「愛知環境賞」の充実及び効果的運用
2. 技術・製品等に対する評価・認定制度の充実
 - ① 愛知県リサイクル資材評価制度の効果的運用
 - ② リサイクル製品に関する新たな認証制度の創設の検討
3. 環境経営・環境技術支援の実施



企業展示会



愛知環境賞

法令制度の効果的運用等による支援

1. 廃棄物関係法令及び各種特例制度の効果的運用
 - ① 再生利用個別指定制度の活用促進
 - ② 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法制度の効果的運用
 - ③ 構造改革特区制度の活用
2. 様々な団体との連携、協働
 - ① 業界団体等との連携、協働
 - ② 市町村等との連携、協働

ゼロエミッションの推進

1. 「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の推進
2. 循環型社会形成推進事業費補助金の効果的活用



あいちゼロエミッション・コミュニティ構想

(2) 新・あいちエコタウンプランに基づく具体的取組

ア あいち資源循環推進センターの運営

資源循環型社会の形成を推進するための産・学・行政の連携・協働拠点として、あいち資源循環推進センターを県庁西庁舎1階に設置しています。

同センターでは、環境技術や循環ビジネスに関する豊富な知識や経験を持つ循環ビジネス創出コーディネーターを民間からの派遣により配置し、循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導を行うなど様々な事業を展開しています。

平成23年度からは、循環ビジネス創出コーディネーターを東三河地区にも配置し、当地区における循環ビジネスの発掘・創出に取り組んでいます。

なお、センターに併設する展示コーナーではエコタウン事業などのPRも行っています。



あいち資源循環推進センター



センター併設展示コーナー

イ 循環ビジネス創出会議の開催

本県における産業技術の集積を活かした先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出を図るため、県は、循環ビジネス創出会議を開催しています。会議には、技術専門家である有識者のほか、公募により多くの民間企業等が参加しています。

平成25年度は、「都市鉱山からのレアメタル回収と新たな循環ビジネスについて」、「エネルギービジネスの可能性～未利用エネルギーの活用とエネルギーの面的利用について～」をテーマとしたビジネスセミナーの実施や、環境先進企業の見学会、環境ビジネスの事業化やビジネスパートナーとのマッチングに関する個別相談会など、延べ5回開催しました。



循環ビジネス創出会議（ビジネスセミナー）



循環ビジネス創出会議（企業見学会）

ウ 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助制度等の運用

県は、平成18年度から、産業廃棄物税を財源として、先導的で効果的なリサイクル事業の事業化に要する経費の一部を補助しています。また、平成23年度には、先導的な排出抑制施設の整備事業及び廃棄物や未利用資源の地域内循環利用を推進する事業に対する補助制度を新たに追加しました（補助制度の内容は、表8-2-1のとおり）。

平成25年度は、リサイクル関係施設整備事業に6件、排出抑制関係施設整備事業に6件、市場調査など循環ビジネスの事業化検討（フイージビリティ・スタディ）に対する補助（循環ビジネス事業化検討事業）に7件の合計19件の事業に対して補助を行いました（表8-2-2）。

また、資源循環を推進する先導的で効果的なリサイクル施設や事業を「エコタウン施設」として認定し、「新・あいちエコタウンプラン」に位置づけ、各種の支援を行っています。

表8-2-1 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助制度の内容

区 分	リサイクル関係施設整備事業	排出抑制関係施設整備事業
対象事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれるリサイクル関係施設の整備事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる排出抑制関係施設の整備事業
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・設計費 ・設備費 ※ただし、用地及び上屋に要する経費は対象外 	
補助率	中小企業：1/2以内 大企業：1/3以内	
限度額	5,000万円	

区 分	地域ゼロエミッション関係施設等整備事業	循環ビジネス事業化検討事業
対象事業	廃棄物や未利用資源の地域内循環利用を推進する効果的なシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる施設の整備及びコンソーシアム（協議会）の活動事業	先導的な循環ビジネスの事業化の可能性の検討事業（フイージビリティ・スタディ）
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・設計費 ・設備費 ・活動費 ※ただし、用地及び上屋に要する経費は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査費 ・研修・指導費 ・調査委託費
補助率	中小企業：1/2以内 大企業：1/3以内	
限度額	5,000万円	300万円

表 8-2-2 先導的・効果的リサイクル事業等に対する補助実績（平成 25 年度）

区分	事業主体	事業の名称
リサイクル 関係施設整 備事業	永興物産（株）	廃タイヤを微粉末化した再生ゴム材を合成樹脂に分散した複合材料の製造・販売事業
	（有）エム・イーティー	活性炭製造装置を導入し規格外樹脂を原料とした活性炭を製造し販売
	（株）中部貴金属精鋳	タンタルコンデンサスクラップの濃縮技術の確立
	（株）ビッグ合成樹脂	独自の分析検査・配合システムによる高品質リサイクル材料の増生産
	フジイ化工（株）	エンジニアリングプラスチック材料の成形不良品リサイクル化事業
	（有）山田商店	使用済みバンパー材の自動車部品へのリサイクル
排出抑制関 係施設整備 事業	（株）アシスト	新築住宅の窯業外壁材を工場プレカットする事で排出端材を再利用し廃棄量約 48%を削減
	太田油脂（株）	排水処理における油性汚泥廃棄物の減容化へ油脂分解微生物を活用した油分解槽の導入設置
	大森木材（株）	プレカット廃材等を原料にした『再生間柱』を生産する事業
	（株）加藤製作所	砂型造型の大型青銅鋳物を減圧凍結システムに変更して、廃棄物のゼロ化を実現する事業
	中央製乳（株）	分析システム導入と脱水設備の効率化による廃棄物抑制
	寺田タカロン（株）	高密度フェルト端材ライン開発
循環ビジネ ス事業化検 討事業	（株）アイテス	食品系廃棄物の燃料化事業
	SSフーズ（株）	ラーメン店から出る豚骨がらの有機肥料化リサイクル事業
	（有）環境テクシス	野菜くずの酵素処理による養豚用飼料としての利用の検討
	三州フリット（株）	瓦用釉薬製造における釉薬放流水の完全クローズと釉薬スラッジのリサイクル検討事業
	太平産業（株）	火力発電所等から発生するクリンカアッシュを原料とする開発・販売ネットワークの構築
	（株）ダイワエクセル	メッキ排水処理において精密膜分離装置を利用したリサイクル・金属回収事業
	（株）鶴弥	廃粘土瓦を原料の一部として利用したリサイクル瓦の製造・販売事業化事業

エ 愛知環境賞の選定

県は、平成16年度から「愛知環境賞」を設け、資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰しています。

この制度は、環境に関する〈技術・事業〉、〈活動・教育〉の取組について、先駆性・獨創性、資源循環や環境負荷低減の効果、社会全体の環境行動促進に向けた啓発・波及効果やアピール度、行政施策との連携や協働可能性などの

観点から、県、有識者、マスコミ、産業界の方々が審査し、表彰するものです。また、この賞は、実施済みの事業や活動に対して評価を行うだけでなく、計画段階にあるものも取り上げてその実現を支援しようという特色を持ち、県は、この表彰制度を活用して、企業や団体の資源循環に対する取組の促進と意識啓発を図っています。

平成25年度は、金・銀・銅賞、中日新聞社賞、名古屋市長賞及び優秀賞、合わせて14件を選定しました（表8-2-3）。

表 8-2-3 愛知環境賞受賞者一覧（平成25年度）

賞の種類	受賞者	受賞名称
金賞	東海旅客鉄道（株）	高い環境性能を実現した省エネ型新幹線車両 N700A の開発
	ブラザー工業（株）	環境スローガン「Brother Earth」のもと、グローバルな地球環境配慮への取り組み
銀賞	ユニー（株）	食品リサイクルループは命をつなぐ環
銅賞	（株） オプトン	効果的に環境負荷を抑制するECO油圧駆動源
中日新聞社賞	刈谷市立小垣江東小学校	愛Loveプロジェクト 緑と地域の教育力を活かした命の教育
	学校法人 中部大学	学校法人中部大学のESD（持続可能な発展のための教育）活動
名古屋市長賞	（株）川本製作所	超省エネ 次世代給水ユニット「ポンパーKFE形」
優秀賞	兼房（株）	木材加工用にコーティングを施した節電工具
	（有）信和電設	スーパー銭湯等で使用されている「小型ボイラー」に特化した独自の「廃熱回収システム」の開発と大幅な省エネ効果の達成
	（株）アイ・アンド・ティー	コンプレッサーエアー不要 小型、軽量の電動吸着ユニット「IEVシリーズ」
	（株）古紙畑	主婦が「何時でも・気軽に・話のついでに」 古紙を捨てられる場所「古紙畑」を提供する。
	（株）ダイセキ環境ソリューション	新技術とコンソーシアムによるバイオ燃料および植物系工業油の製造販売事業
	名古屋大学大学院 環境学研究科 都市環境学専攻 奥宮研究室 名古屋大学 施設計画推進室・工学部施設整備推進室 NPO 法人建築設備コミッション協会	名古屋大学研究所共同館におけるトータル・ビルコミッションングの実践
	富士機械製造（株）	電子部品自動装着機（NXTⅢ）の省電力化

オ あいち資源循環情報システムの運用

「あいち資源循環情報システム」は、循環ビジネスの振興及び発掘・創出に資する情報を整備することを目的としています。

このシステムは、①県内における廃棄物の排出情報やリサイクル事業の実施状況などを提供する「資源循環情報データベース」、②本県における資源の消費量、廃棄物の発生量及びその循環利用量を分かりやすく表示する「物質フロー解析」、③企業などによる資源循環の成功事例やNPOなどの活動情報、行政の施策を紹介する「エコプロジェクトファイル」、④子どもが保護者とともに楽しみながら資源循環について学ぶことができる「資源循環学習ゲーム」の4つの機能で構成されています。



資源循環情報システム

(システム HP <http://aichi-shigen-junkan.jp/>)



子供向け資源循環学習ゲーム
「ゴミキチ・パコロ劇場」

カ あいち環境塾の開講

産業技術の集積や豊かな自然環境などの愛知の「資源」を活用した持続可能な社会づくりに向け、県は、「ビジョン」と「こころざし」を持つ人材を企業、大学、行政などの分野において育成するため、平成20年度から「あいち環境塾（塾長：愛知県副知事）」を開講しています。

この塾は、講師陣に大学、研究機関、マスコミ等の分野で活躍する第一線の方々を迎え、講義、ディスカッション等を通して塾生が互いに切磋琢磨し、持続可能社会の形成という目標を共有する仲間づくりができるクリエイティブな場を目指しています。

平成25年度は1泊2日の合宿を含む全14日間のカリキュラムを20名の塾生が受講しました。



あいち環境塾でのグループワークの様子

キ あいちの環境ビジネス発信事業の実施

メッセナゴヤなどの大型展示会において、県が展示ブースを確保し、資源循環を始めとする愛知県の取組の紹介を行うとともに、県内の企業・グループに対し出展の募集を行い、優れた環境技術や3R製品をPRすることで、愛知の環境力の発信及び出展者の宣伝力・広報力の強化を図ることとしています。

出展企業にとっては、県による出展料や出展準備のサポート、業界全体の動向把握、自社製品等の市場性判断、企業の宣伝力・広報力向上などのメリットがあります。

クローズアップ

あいち環境塾を開講しています

県では、持続可能な社会づくりに向けた人材を育成するため、平成20年度から、公益財団法人名古屋産業科学研究所と共同であいち環境塾を開講しています。

あいち環境塾の講師陣には、エネルギー、環境技術、資源循環、環境ビジネスなどの分野における我が国の第一人者を招聘（しょうへい）しています。また、塾生は、講義を受けるだけでなく、講師と時間を共にして意見を交わし、理解を深めることができます。

塾生は、開講期間を通してグループワークにも取り組み、最終日の成果発表では、グループ単位で愛知県に政策や事業モデルを提言します。

塾を修了すると、塾生同士、チューター、卒塾生、講師とのネットワークが自然に築かれています。このネットワークを築くことも、あいち環境塾の目的の一つです。

なお、平成25年度には、環境問題に積極的に取り組んでいる企業の方々と意見交換を行う「企業交流会」を新たに実施し、更なるネットワークの構築を図りました。

【平成25年度のカリキュラム】

回	日付	内容
1	6月8日（土）	開講式、基礎講座Ⅰ
2	6月22日（土）	基礎講座Ⅱ
3	7月6日（土）	講義①「持続可能な発展とは何か」 京都大学大学院 教授 植田 和弘 氏
4	7月27日（土）	講義②「日本のエネルギー戦略と今後」 東京工業大学 特命教授 柏木 孝夫 氏
5	8月3日（土）	講義③「廃棄物処理の課題と展望」 鳥取環境大学サステナビリティ研究所 所長 (株)廃棄物工学研究所 代表 田中 勝 氏
6	8月24日（土）	講義④「地球温暖化と生態系変動、同位体生態学のこれから」 (独)海洋研究開発機構フェロー 京都大学 名誉教授 和田 英太郎 氏
7	9月7日（土）	講義⑤「環境問題を解決する技術開発」 (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 理事 和坂 貞雄 氏
8	9月28日（土）	中間発表、企業交流会
9	10月5日（土）	講義⑥「自然に学ぶ科学技術」 (株)ユニバーサルデザイン総合研究所 所長 赤池 学 氏
10	10月19日（土）	講義⑦「化学物質の有害性およびリスクとその管理」 横浜国立大学 名誉教授 浦野 紘平 氏
11	11月10日（日）	講義⑧「環境を考える」 中部大学 教授 武田 邦彦 氏
12	11月23日（土）	講義⑨「メディアから見た環境問題」 中日新聞社 論説委員 飯尾 歩 氏
13	12月6日（金）	発表準備、発表会、修了式、交流会
14	12月7日（土）	



講師との懇談



発表会

(3) あいちゼロエミッション・コミュニティ構想

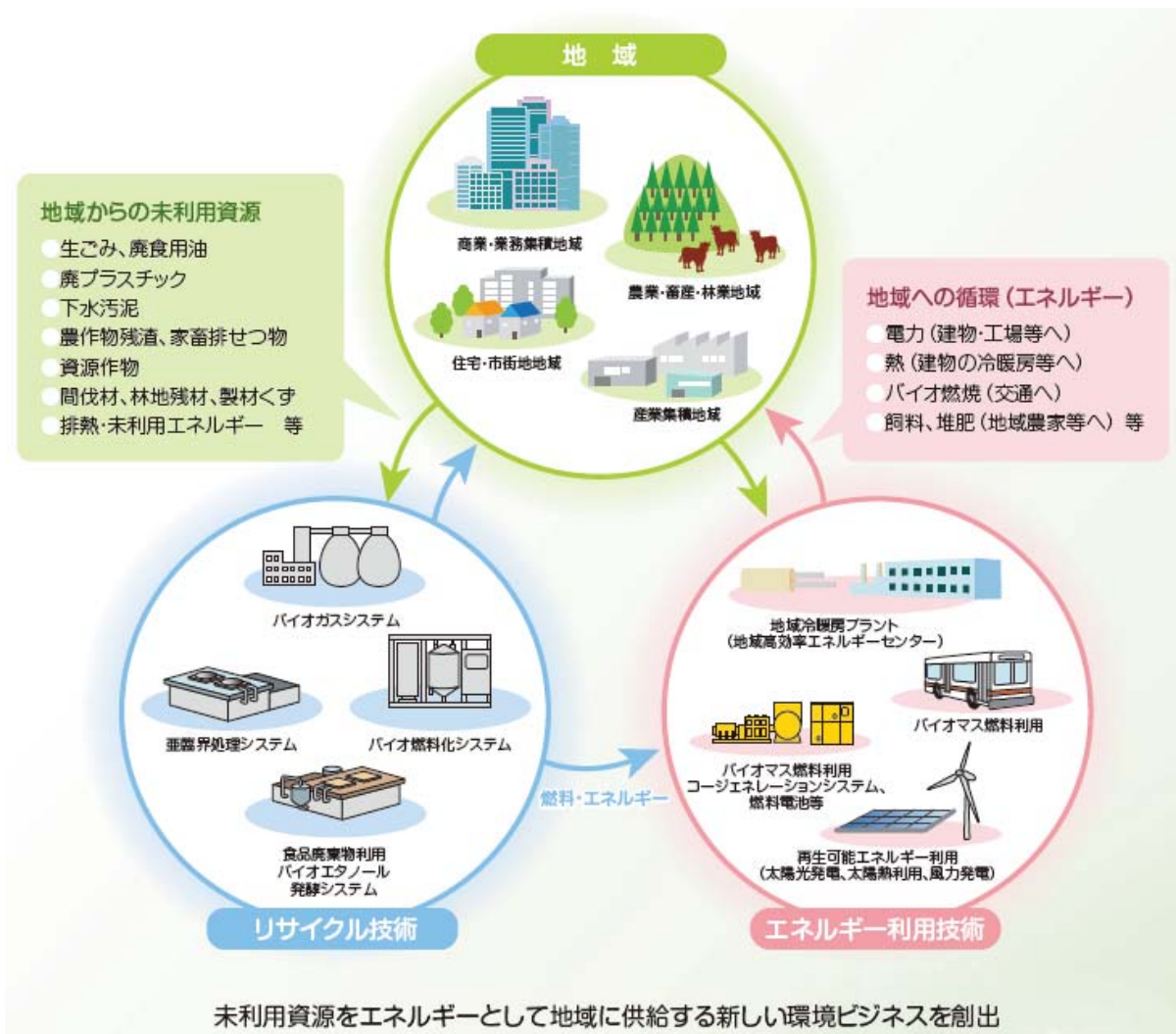
ア 構想の概要

県は、県内各地域の未利用資源を地域内で循環活用する新たな社会システムの確立を目指す全国初の構想として、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を平成19年3月に策定しました(図8-2-2)。この構想は、経済活動や日常生活の場である「地域」において、住民や企業、大学、行政などの協働により、環境と産業と暮らしが調和する持続可能社会を実現しようとするものです。愛知万博では来場者の協力を得て会場内ゼロエミッションが実現されまし

たが、本構想の原点は、この万博の理念と成果を継承し、本県のもつ環境・産業・暮らしの高いポテンシャルを活かすことにあります。

本構想を推進することで地域の廃棄物やバイオマス資源、自然エネルギーを未利用資源としてとらえ、県がプロデューサーとなって、これらを地域の特性に応じリサイクル技術やエネルギー技術と有効に結びつけて地域内循環を進める新しい環境ビジネスを検討、創出していきます。そして、これを県域全体に広げ、地域の環境保全、産業振興、快適で安心な暮らしの実現を目指していきます。

図8-2-2 あいちゼロエミッション・コミュニティ構想のイメージ図



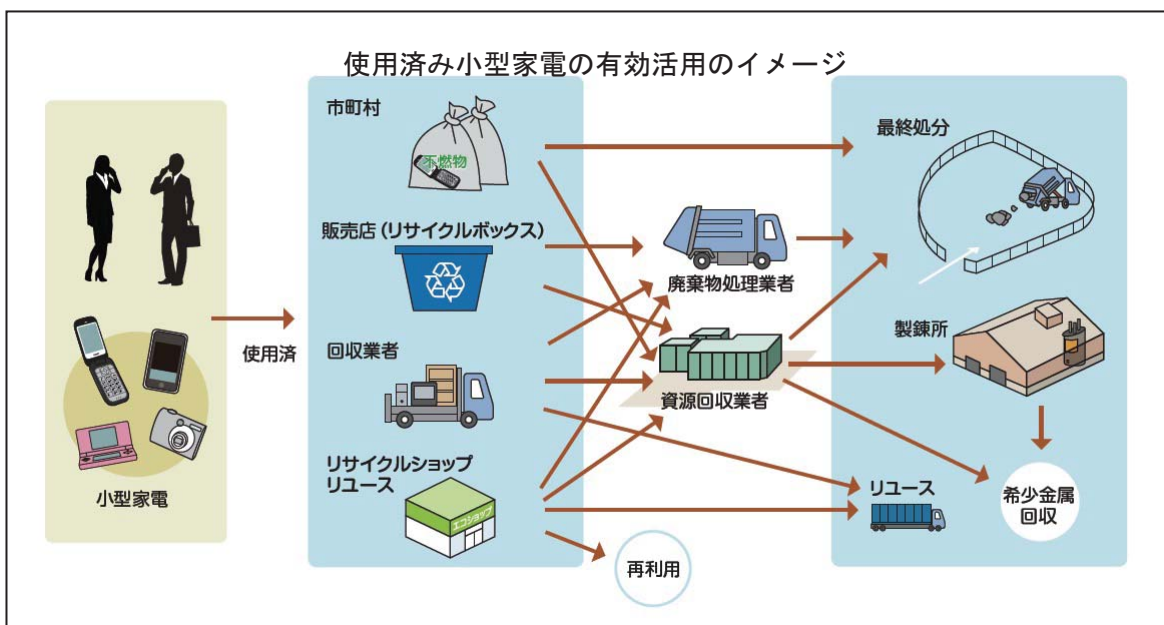
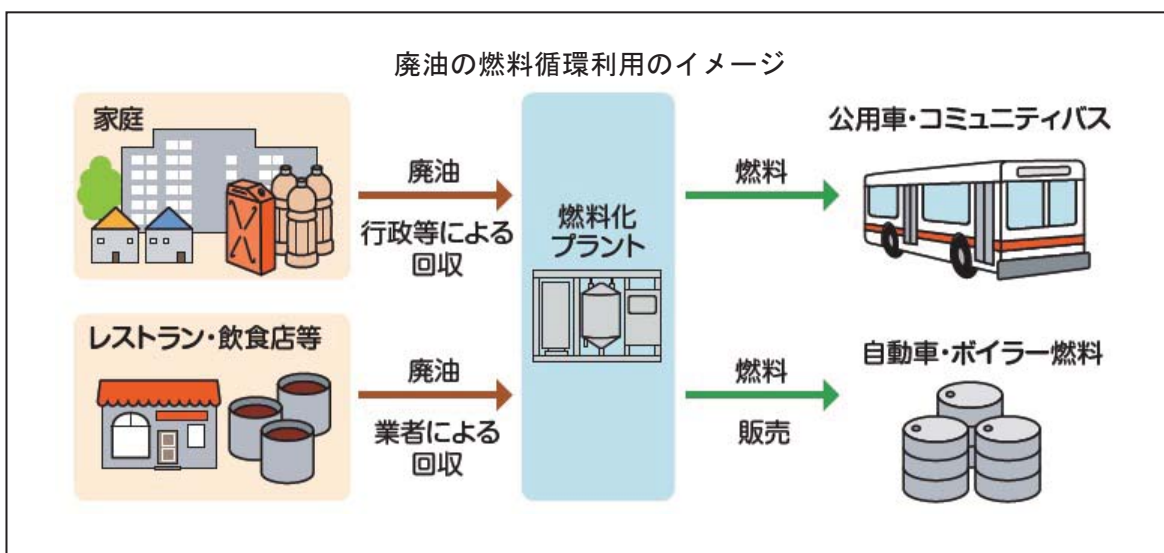
(資料) 環境部作成

イ 構想の実現に向けた事業モデルの事業化検討

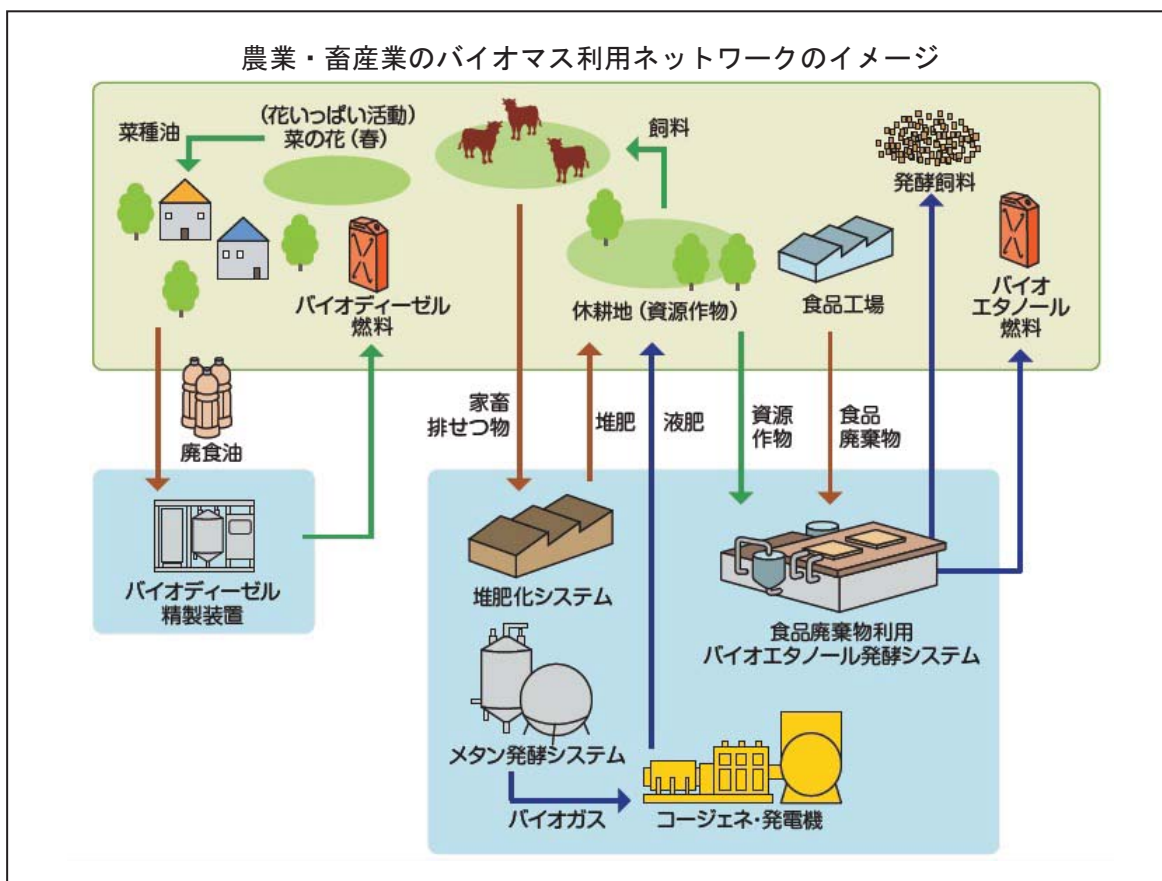
「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の推進を通して地域が自立的に持続可能性を高めていくためには、地域の特性を活かした事業を実施していく必要があります。そのため、

構想では地域特性に応じた先導的な9つの事業モデルを用意しています。

平成25年度は、「廃油の燃料循環利用」、「使用済み小型家電の有効活用」及び「農業・畜産業のバイオマス利用ネットワーク」について事業化検討を行いました。



(資料) 環境部作成



(資料) 環境部作成

2 愛知県廃棄物処理計画の推進【資源循環推進課】

廃棄物処理法に基づき、県は、5年ごとに「愛知県廃棄物処理計画」を策定しています。同計画の中で定められた廃棄物の減量化目標の達成に向け、県民、事業者、市町村、県等がそれぞれの立場で積極的な取組を進めています。

平成24年3月に、前計画(平成19～23年度)の計画期間の終了に伴い、新たな計画(平成24年度～28年度)を策定し、減量化の数値目標を

決めました(表8-2-4、図8-2-3、図8-2-4)。

県は、廃棄物の発生を抑制するとともに、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、最終的に廃棄物になるものは適正に処理するという方針のもとに、環境への負荷の低減に配慮した「循環型社会」の形成を目指して、毎年度、計画の進捗状況を的確に把握するとともに、目標の達成に向け、計画に掲げた施策の着実な推進に努めています。

表 8-2-4 愛知県廃棄物処理計画(平成24年度～28年度)による減量化目標

- 廃棄物の排出量について、平成20年度に対して一般廃棄物は約9%削減し254万1千トン、産業廃棄物は約6%削減し1,545万3千トンとする。
- 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量(一般廃棄物の一年間の全排出量から、資源ごみ量及び集団回収量を差し引いて換算した量)は、平成20年度に対して約12%削減し、720gとする。
- 排出量に対する再生利用量の割合(再生利用率)は、一般廃棄物について約26%、産業廃棄物について約68%とする。
- 最終処分量について、平成20年度に対して一般廃棄物は約23%削減し23万トン、産業廃棄物は約18%削減し95万4千トンとする。

図 8-2-3 一般廃棄物の減量化目標と処理実績

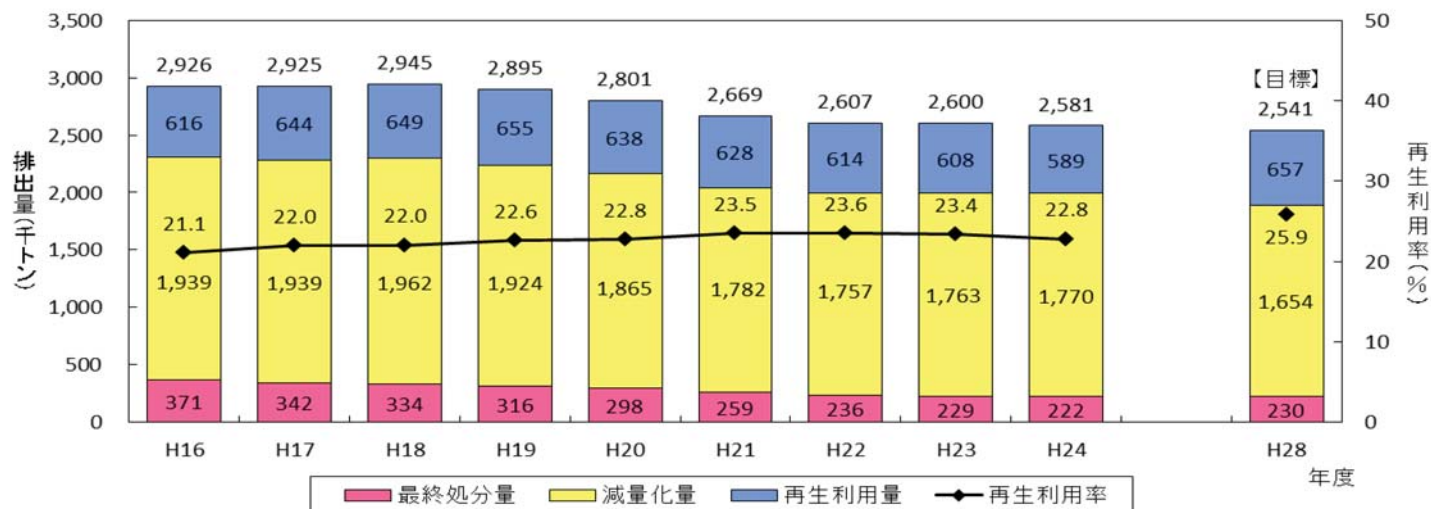
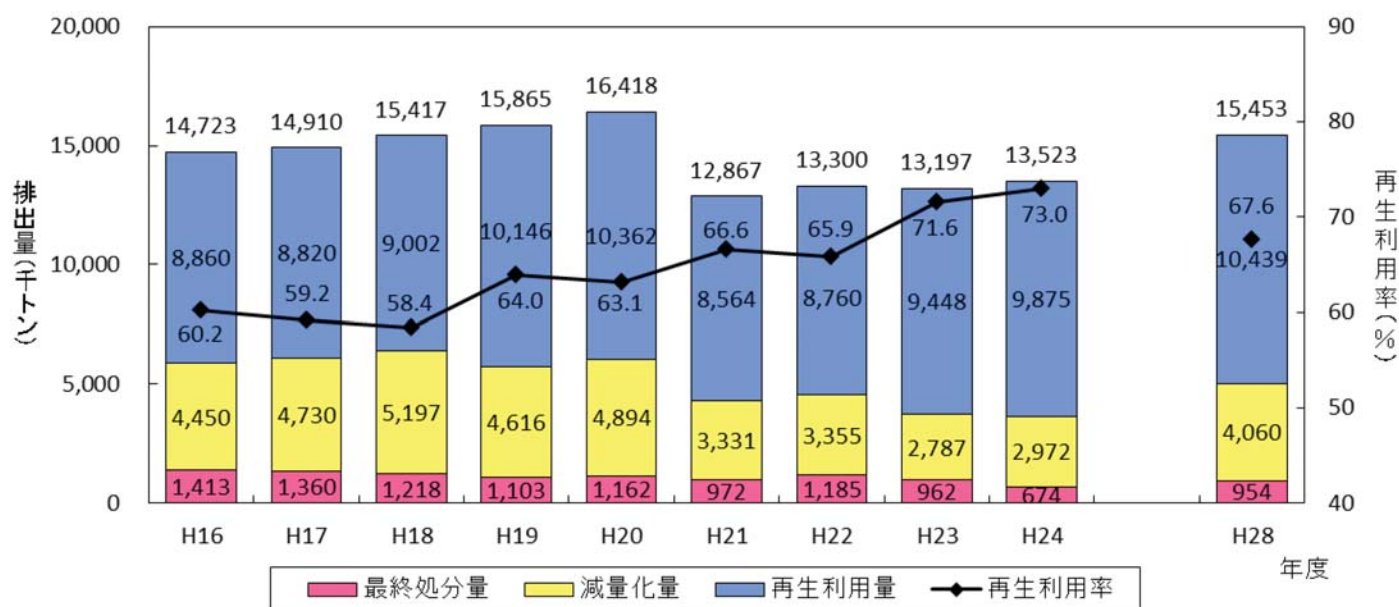


図 8-2-4 産業廃棄物の減量化目標と処理実績



3 一般廃棄物【資源循環推進課】

(1) 一般廃棄物の処理

市町村や一部事務組合が行うごみの適正処理、再資源化に対し、県は「愛知県廃棄物処理計画」、「愛知県分別収集促進計画」、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」等を策定し、指導・支援を行っています。

また、市町村や一部事務組合が一般廃棄物処理施設（焼却炉、し尿処理施設等）を整備する

際には、国の交付金（循環型社会形成推進交付金）の窓口として監督・指導を行っています。

さらに、市町村や一部事務組合等が設置している一般廃棄物処理施設に対しては、立入検査を実施し、適正な維持管理を指導しています。

(2) 空き缶などごみ散乱防止対策

県は、空き缶等ごみの散乱防止の普及啓発を目的とした空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例に基づき、毎年5月30日から6月5日まで

を「ごみ散乱防止強調週間」と定め啓発活動を行っており、平成25年度は、5月31日に金山総合駅や豊橋駅、豊田市駅等県内8か所において街頭啓発キャンペーンを実施しました。その他に、運転免許試験場来場者やトラック運転者に対する啓発資材の配布、県庁舎周辺の清掃活動を実施しました。

(3) 放置自動車対策

放置自動車の未然防止及び処理の迅速化を図るため、県では国等関係機関と連絡会議を開催するとともに、一斉パトロール、県民や事業者への啓発、放置されやすい場所への未然防止対策を内容とする「放置自動車対策推進キャンペーン」を市町村等と協力して毎年実施しています。平成24年度からは、放置自動車の撲滅を図るため、2月を「放置自動車ゼロ推進月間」と定め、パトロール等を強化し、実施しました。

平成25年度に市町村等が処理した放置自動車は947台でした。



放置自動車の撤去状況

(4) 一般廃棄物の減量化・資源化

ごみの減量化・資源化の推進には、県民、事業者、行政等多くの関係者が連携して取り組む必要があります。県は、事業者団体、消費者団体、女性団体、労働団体、県内市町村等110団体（平成26年4月1日現在）で構成する**ごみゼロ社会推進あいち県民会議**と連携・協力しながらごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に取り組んでい

ます。県民会議では、「**ごみゼロ社会推進あいちフォーラム**」や研修会等を実施するとともに、県民会議の中に、①ごみ減量化対策、②ごみ再資源化対策、③不法投棄対策の3つの部会を設置し、ごみゼロ社会の形成推進に関する調査・研究や普及啓発に取り組んでいます。

中でも、リデュースの重要な取組として県内全域でレジ袋削減運動を展開しており、平成19年11月にレジ袋削減に取り組む小売店を認定する「**レジ袋削減取組店制度**」を開始するとともに、平成20年2月に開催した「**ごみゼロ社会推進あいち県民大会**」において「**愛知県民脱レジ袋宣言**」を行いました。また、レジ袋削減の取組の一つとして、市町村ごとに地域の小売店とレジ袋の有料化協定を結ぶことが広がっており、平成26年10月1日現在で、県内全体で299店舗がレジ袋削減取組店に登録するとともに、44市町村が2,076店舗とレジ袋有料化協定を締結しています。

クローズアップ

災害時におけるし尿と下水の処理に係る相互応援協定を
全国で初めて締結しました

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、仮設トイレのし尿が処理できない事態や、下水道が被災しマンホールから下水があふれる事態が起きました。このような場合には、仮設トイレのし尿やマンホールからあふれた下水をし尿処理施設又は下水処理施設にバキュームカーで運び、速やかに処理する必要があります。

このため、県では、平成8年に県内全市町村及び一部事務組合で締結した「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」を見直し、新たに下水道管理者を加え、県内全54市町村、21一部事務組合、50下水道管理者及び県の計126団体で「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結し、平成26年1月1日に発効しました。この協定により、仮設トイレのし尿やマンホールからあふれた下水を、被災していないし尿処理施設や下水処理施設で処理することが可能となりました。このようなし尿処理施設と下水処理施設の相互応援協定を県内全域で締結するのは、全国で初めての取組です。

また、新たな協定では、県が被災自治体等からの要請に基づく協定者との調整やあっせん等を行うとともに、被災自治体等が応援要請できない場合には、他の自治体等に応援についての必要な指示を行うなど、県の役割を明確にしました。

(5) 海岸漂着物対策の推進

海岸には、日々流木や生活ごみなどが漂着し、良好な景観や環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼしています。

こうした現状を踏まえ、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物の処理等の推進に関する法律」が制定されました。

この法律に基づき、県では、平成22年10月に海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うために、民間団体、関係行政機関及び学識者で構成する「愛知県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、平成23年8月には、この協議会における議論を経て、「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、西尾市、蒲郡市、田原市、南知多町及び美浜町内の10海岸を重点区域として定め、海岸漂着物対策を重点的に推進しています。

平成25年度には、国の平成24年度第1次補

正予算において創設された地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）約1億8千5百万円を受け入れ、海岸漂着物対策を推進するための「海岸漂着物対策推進基金」を平成25年7月に造成しました。平成25年度にはこの基金を活用し、海岸漂着物の回収・処理の実施・財政支援を行い357.2tの海岸漂着物を回収するとともに、海岸漂着物の現状やその発生を抑制するための取組を学ぶ環境学習プログラムを作成するなどの取組を進めました。この基金は平成26年度末までの事業に充てることになっています。

また、伊勢湾及びその流域圏における海岸漂着物対策に連携して取り組むため、平成24年4月に愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市で構成する「海岸漂着物対策検討会」を設置しました。平成25年度には、NPOが主催する海岸清掃への参加や、海岸漂着物対策に関する国への提言活動などを行いました。

海岸漂着物対策(環境学習プログラム実施&ウェブサイト開設)を推進しています

海岸漂着物の課題について広く県民の皆様にご覧いただくため、平成25年度に、海岸漂着物の課題について「知る・考える・行動する」をコンセプトとした環境学習プログラム(小学生中学年向け及び中学生以上向け)を作成しました。平成26年度には、この環境学習プログラムのモデル事業を下表のとおり県内3箇所で行い、合計270名の方に参加いただきました。

小学生中学年向けのプログラムでは、海岸漂着物等を題材にしたビンゴゲームをしたり、海岸漂着物がどこからどのようにして漂着したかを学んだり、海岸漂着物を減らすために自分ができることは何かを考えて、皆で意見交換を行いました。

中学生以上向けのプログラムでは、海岸漂着物の現状や影響などをまとめたビデオの鑑賞や海岸の清掃を行った後、自ら拾った海岸漂着物を使ってモビール作りを楽しみました。

参加者アンケートの結果では、「生活ごみや木材など色々なごみが多く流れ出てくることを知った。」など、身の回りのごみと海岸漂着物との関連に気付いていただくことができました。また、プログラムの参加者からは、「海のごみが多くてびっくりした。」や「親子で海のごみについて考えられた。」などの感想がありました。



海岸漂着物モビール

名称	開催場所	開催日	対象者	参加者数
蒲郡の海で「わくわくビンゴ&アート体験!!」	蒲郡市民会館、蒲郡市生命の海科学館	8月9日(土)	小学生中学年、保護者	47名
			中学生以上	42名
佐久島の海で「わくわくビンゴ&アート体験!!」	佐久島弁天サロン	10月11日(土)	小学生中学年、保護者	46名
		10月12日(日)	中学生以上	48名
知多の海で「わくわくビンゴ&アート体験!!」	南知多ビーチランド	11月1日(土)	小学生中学年、保護者	38名
		11月2日(日)	中学生以上	49名

また、この環境学習プログラムの内容を踏まえて、家庭でも海岸漂着物の現状等を知っていただけるよう、海岸漂着物学習ウェブサイト「あいちのうみのコト」を平成26年6月2日に開設しました。このウェブサイトには海岸漂着物に関するクイズコーナーもあり、5問中4問以上正解した方には、愛知県の海にいる生きものの壁紙をダウンロードしていただけますので、是非挑戦してください。



海岸漂着物でビンゴゲーム



「あいちのうみのこと」

【あいちのうみのコト】 <http://kankyojoho.pref.aichi.jp/kaigan/>

4 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の処理【資源循環推進課】

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。産業廃棄物の処理は事業者が自ら行うほか、廃棄物処理法に基づき知事等から産業廃棄物処理業の許可を受けた者にその処理を委託することとされています。県は、産業廃棄物の適正な処理が行われるように、廃棄物処理法に基づき、施設、申請者の能力及び経理的基礎等の面から審査を行い、現地の調査も行った上で、産業廃棄物処理業の許可を行っています。

(2) 産業廃棄物の減量化及び資源化【資源循環推進課】

産業廃棄物の減量化及び資源化を進めるため、県は、排出事業者及び処理業者に対する説明会等を実施するなど、啓発に努めています。

また、産業廃棄物の年間発生量が1,000トン(特別管理産業廃棄物の場合は50トン)以上である事業所を設置している多量排出事業者については、法に基づき提出することとされている産業廃棄物処理計画に関する指導を通して、産業廃棄物の排出抑制、分別、再生利用等の取組を促進しています。

(3) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導・監督【資源循環推進課】

ア 監視体制の強化

産業廃棄物の量の増大や質の多様化の中で不適正な処理事例が見られることから、その未然防止や早期解決に向けた的確な対応が求められています。

このため、県は、各県民事務所等に不法投棄等監視特別機動班及び廃棄物監視指導業務嘱託員(警察官OB)を配置するなど、指導・監視体制の強化を図っています。

また、産業廃棄物の適正処理の指導・監視に当たっては、事案が各種の法令や多くの行政分野にまたがるケースが多いことから、県は**あいち産業廃棄物適正処理推進会議**を設置し、会議を構成する警察、市町村等の関係部局や排出事

業者、処理業者などと連携して対策を進めています。更に、本庁に**愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会**を、各県民事務所等に**地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会**を設置し、関係機関との連携を図りながら不適正処理の未然防止に努めています。

なお、不法投棄の防止等に当たっては、地域における情報の収集が第一であることから、**地域環境保全委員制度**を活用するほか、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会、一般社団法人愛知県建設業協会に情報提供を依頼しています。

また、不法投棄専用ファクシミリ(052-953-7776)や電子メール(junkan@pref.aichi.lg.jp)により情報の収集に努めるとともに、休日、夜間の監視業務を民間の警備会社に委託し、不法投棄などの未然防止や早期発見を図っています。

イ 立入検査・指導

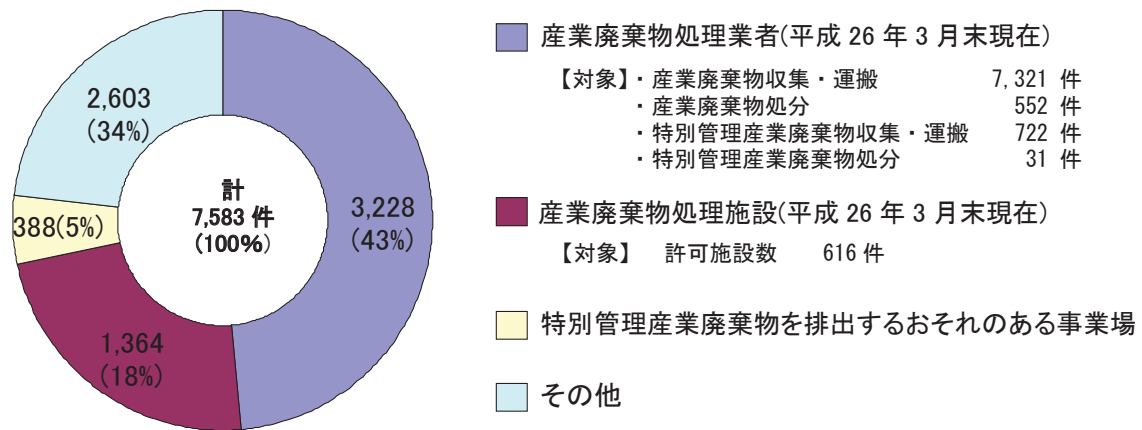
平成25年度、県は、処理業者や処理施設を設置する事業場への立入検査を延べ7,583件実施しました(図8-2-5)。このうち、359件の不適正な事例については改善勧告などにより適正処理に向けた指導を行いました。更に、指導に従わない者に対する改善命令を2件、廃棄物処理法の違反者に対する業の停止命令を7件発出しました。また、欠格要件に該当した処理業者等に対する許可の取消しを14件行いました(表8-2-5)。

また、6月と11月を「**産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間**」と定め、中間処理業者や最終処分業者への一斉立入検査を行い、 Manifest の適正な使用や帳簿の適正な管理などを重点的に検査するとともに、不法投棄や野焼きなどを行っている者に対しては、適正処理するための指導を行いました。



立入検査の状況

図 8-2-5 産業廃棄物処理業者等への立入件数（平成 25 年度）



(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。

(資料) 環境部調べ

表 8-2-5 行政処分及び行政指導件数

区分		年度	23	24	25
行政処分	業・施設の許可取消		23	15	14
	措置命令		0	0	0
	業・施設の停止命令		0	2	7
	改善命令		7	3	2
	小計		30	20	23
行政指導	改善勧告		25	22	28
	指導票の交付		285	380	331
	小計		310	402	359
合計			340	422	382

(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。

(資料) 環境部調べ

ウ 条例・要綱に基づく施策

産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、廃棄物処理法による規制に加え、県は、**廃棄物の適正な処理の促進に関する条例**に基づき、焼却施設、最終処分場等を設置しようとする者に対する住民説明会の開催、県外から産業廃棄物を搬入しようとする者への事前の届出、建設廃棄物等を屋外で保管しようとする者への保管場所の届出等、種々の義務を課しています。

また、**愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱**に基づき、処理施設の立地、構造及び維持管理基

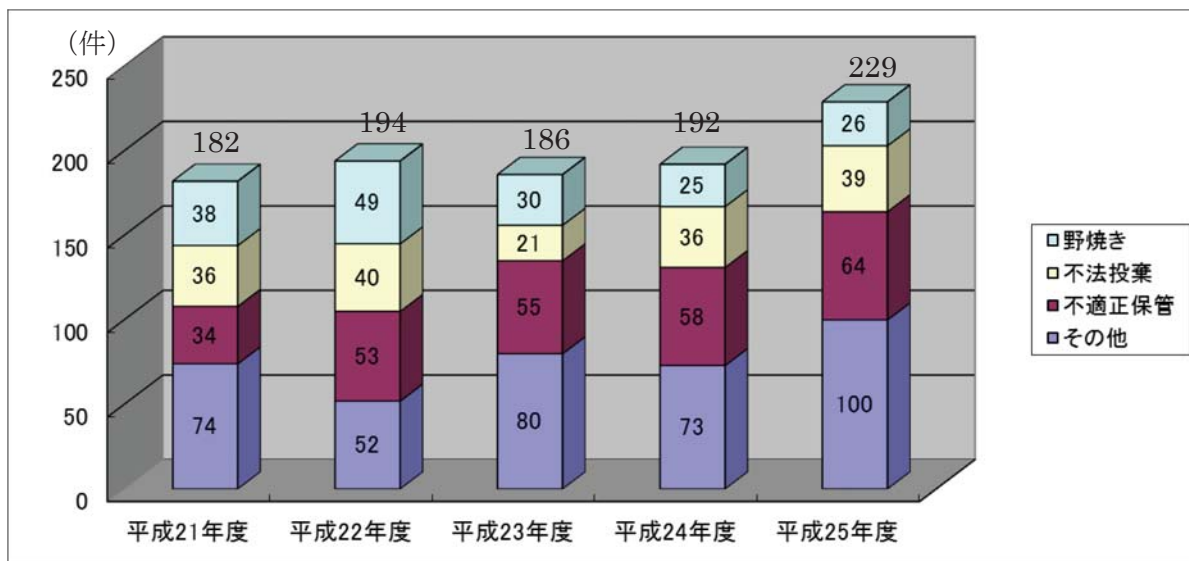
準を遵守させるなど、排出事業者等への指導を行っています。

エ 産業廃棄物に係る苦情件数

平成 25 年度に県に寄せられた苦情件数は 229 件で、その内訳は、野焼きが 26 件、不法投棄が 39 件、不適正保管が 64 件、施設の維持管理不良等のその他が 100 件でした。

平成 24 年度と比較すると、「野焼き」、「不法投棄」、「不適正保管」及び施設の維持管理不良等の「その他」のすべての項目で件数が増加しました（図 8-2-6）。

図 8-2-6 産業廃棄物に係る苦情件数



(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。
 (資料) 環境部調べ

（４）産業廃棄物処理業者の優良化の促進【資源循環推進課】

平成 22 年の廃棄物処理法の改正により、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が新設されました。平成 23 年 4 月 1 日の施行後、平成 26 年 3 月末現在で 124 事業者が認定を受けています。

これは、遵法性や事業の透明性、また、財務体質の健全性など、一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者を知事が認定する制度です。なお、優良認定を受けた業者は、許可証に優良マークが付与され、許可の有効期間が 5 年から 7 年になる等のメリットを受けることができます。

県は、本制度の普及のため、処理を委託する排出業者に対する説明会の開催や、認定業者の県ウェブページへの掲載を行っています。

また、認定された業者をより一層 PR していくため、優良産業廃棄物処理業者がその旨を容易に示すことができるよう、県、県内政令市及び一般社団法人愛知県産業廃棄物協会が連携し、



優良認定業者の PR 用ステッカー

優良認定業者である旨の PR 用ステッカーを平成 25 年 4 月に作成しました。

（５）マニフェスト制度の推進【資源循環推進課】

マニフェスト（産業廃棄物管理票）制度は、産業廃棄物の収集・運搬や中間処理・最終処分を処理業者に委託する場合、排出事業者が処理業者に対してマニフェストを交付し、委託した内容どおりに処理が適正に行われたことを確認するための制度です。この制度は、産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任を明確にすることで不法投棄を未然に防止するため導入され、平成 10 年からすべての産業廃棄物を対象としています。

マニフェストには紙マニフェストと電子マニフェストの 2 種類があり、情報をすべて電子化し、オンライン上で運用できるようにした電子マニフェストは処理の過程のデータの透明性が高く記録の改ざんが難しくなるなど、その普及により更なる不適正処理の防止につながる効果が期待されます。

また、電子マニフェストを利用する場合、事業者が行うこととされているマニフェストの保存や交付実績の報告を国が指定する情報処理セ

ンターが代行するなど事務の合理化が図られています。

このため、県は、マニフェストを多く交付している事業者で構成される業界団体に対して電子マニフェストの啓発を行うことで、電子マニフェストの導入促進を図っています。

平成 26 年 3 月末の本県における電子マニフェストシステムの加入状況は 7,420 事業所で、全国の 110,860 事業所の約 7% を占めています。

（6）産業廃棄物税の活用【資源循環推進課、税務課】

県は、最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物に対して税を課すことにより排出事業者等が排出又は埋立処分を抑制するよう誘導するとともに、得られる税収をリサイクル促進、最終処分場の設置促進等に活用する産業廃棄物税を愛知県産業廃棄物税条例に基づき導入し、平成 18 年 4 月 1 日から施行しています。

施行後 5 年目となる平成 22 年度に、愛知県産業廃棄物税検討会議において税の導入による効果を検証し今後のあり方を検討しました。その結果、産業廃棄物税は、再生利用量の増加や最終処分量の減少に効果をあげていると認められ

ますが、産業廃棄物の発生抑制を更に推し進める必要があることから、その枠組みを変えることなく引き続き施行していくこととしました（平成 23 年 4 月 1 日改正条例施行）。

ア 産業廃棄物税の概要（図 8-2-7）

- ・ 納税義務者は、愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者です。
- ・ 納税額は、最終処分場に搬入された産業廃棄物 1 トンにつき 1,000 円（自らの産業廃棄物を自社の最終処分場へ搬入する場合は、1 トンにつき 500 円）です。
- ・ 納税方法は、最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、県へ申告納入する「特別徴収方式」です。

イ 産業廃棄物税の使途

産業廃棄物に関する諸課題の解決のため、県は、本県最初の法定外目的税として制度化されたこの税を、税収から徴税費を控除した額を産業廃棄物適正処理基金に積み立て、3 R の促進、最終処分場の設置の促進、産業廃棄物の適正処理の促進などの事業に、平成 25 年度は約 6 億 3 千万円を充てています（表 8-2-6）。

図 8-2-7 産業廃棄物税のしくみ

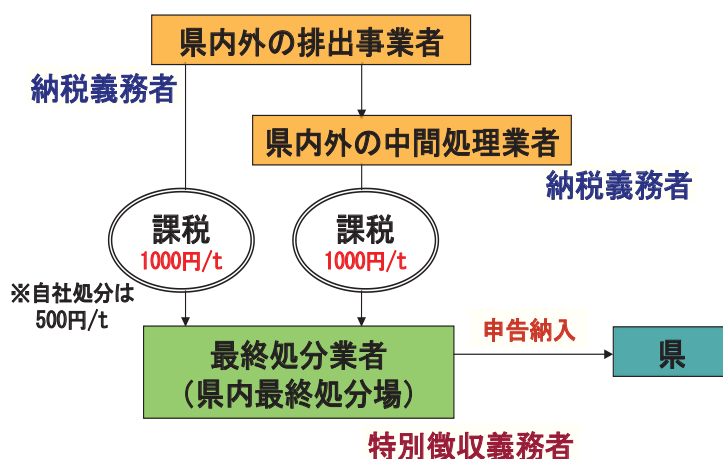


表 8-2-6 産業廃棄物税を活用して平成 25 年度に実施した事業

事業(充当額)	内容
3Rの促進(産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進) (約2億7千万円)	<ul style="list-style-type: none"> 企業が取り組む先導的・独創的な循環ビジネスの事業化を促進するための補助の実施 「あいち資源循環推進センター」における循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導の実施 循環ビジネスの発掘・創出を目的とした循環ビジネス創出会議の開催 資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰する「愛知環境賞」の実施 資源循環に関する様々な情報をインターネット上で提供する「資源循環情報システム」の運営 持続可能な社会づくりに向け、ビジョンとところざしを持つ人材を育成する「あいち環境塾」の実施 県内各地域の未利用資源を循環的に活用して、持続可能な社会づくりに向け総合的に取り組む、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の事業化推進
最終処分場の設置の促進 (約2億7千万円)	<ul style="list-style-type: none"> 広域最終処分場の円滑な推進を図るための連絡・調整 衣浦港3号地廃棄物最終処分場の近隣に設置される武豊町地域交流施設(仮称)の整備に対する補助の実施
産業廃棄物の適正処理の促進 (約9千万円)	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄、不適正処理を未然防止するための監視パトロール及び立入検査の実施 産業廃棄物処理業者の優良化を進めるための講習会の開催 廃棄物処理法に規定する県内の政令市4市(名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市)が行う産業廃棄物適正処理推進事業に対する補助の実施 再生品の環境分析検査や再生品製造事業者への立入検査
合計(約6億3千万円)	—

5 リサイクル・未利用資源の利活用

(1) 容器包装リサイクル法【資源循環推進課】

平成25年12月には、容器包装リサイクル法に基づき**愛知県分別収集促進計画(第7期)**(計画期間：平成26年度～30年度)を策定しました(表8-2-7)。

県は、この計画に基づき、県内市町村の分別

収集状況の把握や市町村に対する情報提供や技術的支援等を行うとともに、県民には、詰め替え可能な商品の購入(グリーン購入)や市町村が行う分別収集への協力を、事業者には、リサイクルが容易な製品作りや簡易包装等と呼びかけることにより、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集の促進を図っています。

表 8-2-7 愛知県分別収集促進計画(第7期)

区分	年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		収集見込量(t)	市町村数	収集見込量(t)	市町村数	収集見込量(t)	市町村数	収集見込量(t)	市町村数	収集見込量(t)	市町村数
ガラスびん	無色	20,687	54	20,580	54	20,464	54	20,349	54	20,239	54
	茶色	15,483	54	15,401	54	15,308	54	15,225	54	15,136	54
	その他	8,679	54	8,634	54	8,585	54	8,536	54	8,487	54
その他の紙製容器包装		16,050	45	16,743	45	17,407	45	18,052	45	18,674	45
ペットボトル		17,641	54	17,632	54	17,604	54	17,588	54	17,559	54
その他のプラスチック製容器包装		61,501	50	62,476	50	63,418	50	64,295	50	65,134	50
スチール缶		9,475	54	9,375	54	9,275	54	9,188	54	9,096	54
アルミ缶		4,382	54	4,389	54	4,388	54	4,402	54	4,405	54
段ボール		30,563	54	30,773	54	30,981	54	31,195	54	31,371	54
紙パック		1,432	54	1,431	54	1,434	54	1,435	54	1,439	54
計		185,893	—	187,434	—	188,864	—	190,265	—	191,540	—

(注) 市町村数は平成25年4月現在の市町村数(54)に対する数である。

（2）家電リサイクル法【資源循環推進課】

不法投棄された廃家電は市町村が回収しリサイクルを行っていますが、その負担は大きなものとなっています。そこで、県は、市町村と連携・協力して不法投棄防止の広報活動とそのパトロール等を行っています。

（3）食品リサイクル法【食育推進課】

県では、食べ物の無駄はもとより、調理するときのエネルギーや、野菜くずなどによる自然環境への影響にも意識を払い、環境に優しい食生活を実践するため、食育のポータルサイトである「食育ネットあいち」で、「無駄な買い物をしない」、「食材を最後まで使い切る」などの家庭でできる食品ロス削減術などを紹介しています。

（4）建設リサイクル法など【住宅計画課、建設企画課】

法律に基づく建築物の分別解体計画の届出等の審査業務のほか、建設副産物の適正な処理を啓発するため、県は、県内一斉パトロールを始

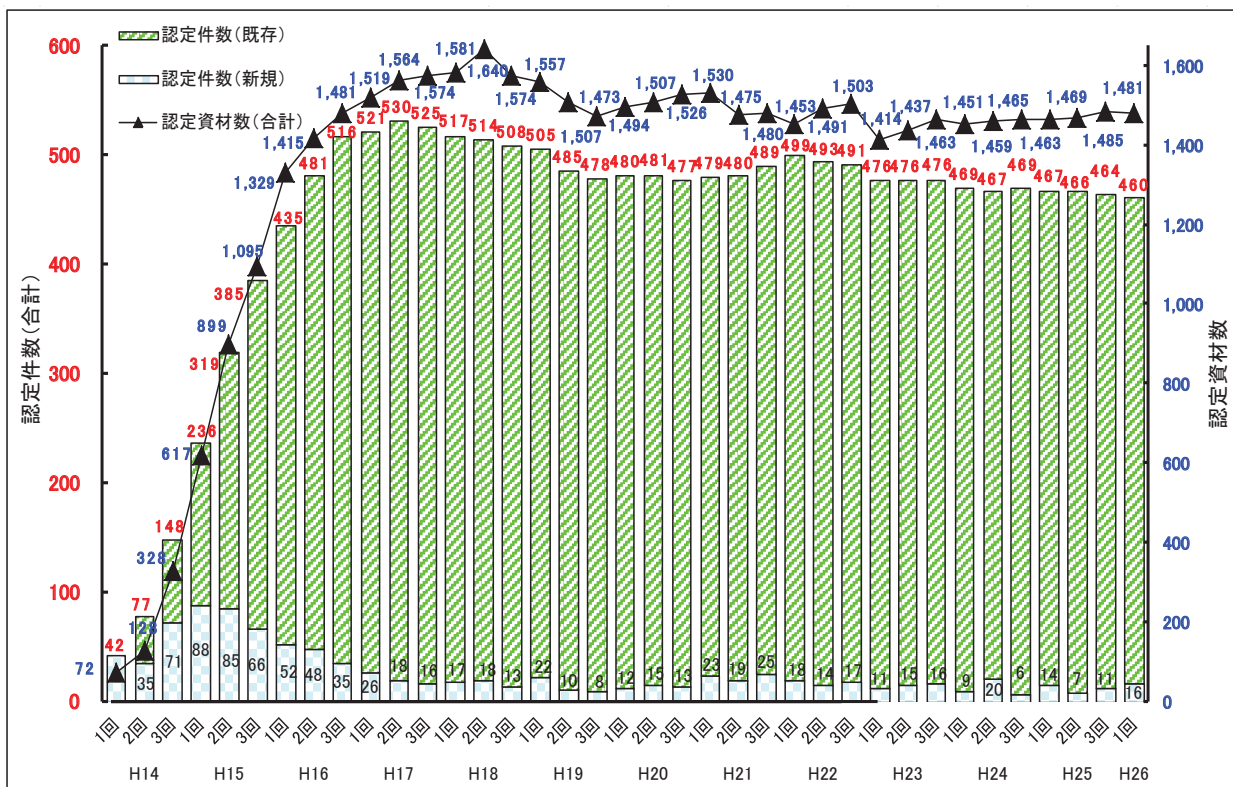
め日常的にパトロールを行っています。

また、県の公共工事で率先してリサイクル資材を利用することによりその普及を促進しようと、県は、評価基準に適合する建設資材の認定、公表を行う「あいくる（愛知県リサイクル資材評価制度）」を設けています。

現在 26 品目に関して評価基準を設けており、認定件数は 23 品目 460 件 1,481 資材です(平成 26 年 8 月末現在)。

平成 25 年度の県発注工事において使用された主なあいくる材は、アスファルト混合物、路盤材、プレキャストコンクリート製品等であり、合計約 45 万 4 千トンの再生資源が原料として使われました。これらが、すべて利用されず埋立処分された場合と比べると、1 年間に県内で発生し、埋立処分される産業廃棄物の量を約 40%削減したこととなります。なお、すべてを埋立処分する場合は、処理費用として約 52 億円が必要となります。

図 8-2-8 愛知県リサイクル資材評価制度による認定件数と認定資材数の推移



(資料) 建設部調べ

（5）自動車リサイクル法【資源循環推進課】

県は、自動車リサイクル法に基づき、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者などの関係者に対し、使用済自動車のリサイクル、適正処理の指導を行っています。

また、盗難自動車の不正輸出を防止するとともに、自動車の解体における適切な環境保全措置を促すため、自動車の解体事業場に対して愛知県警察等と連携して合同立入を実施しています。

（6）小型家電リサイクル法【資源循環推進課】

県内の約半数の市町村では、従来から使用済小型家電を回収し、リサイクルが行われていましたが、その多くは鉄やアルミニウムなどでした。

県としては、市町村へそれぞれの実情に合った効率的な回収方法などの情報提供に努めるとともに、県民への制度の周知を図り、小型家電リサイクル法の制度の定着を推進しています。

また、環境省では、市町村が中心となった使

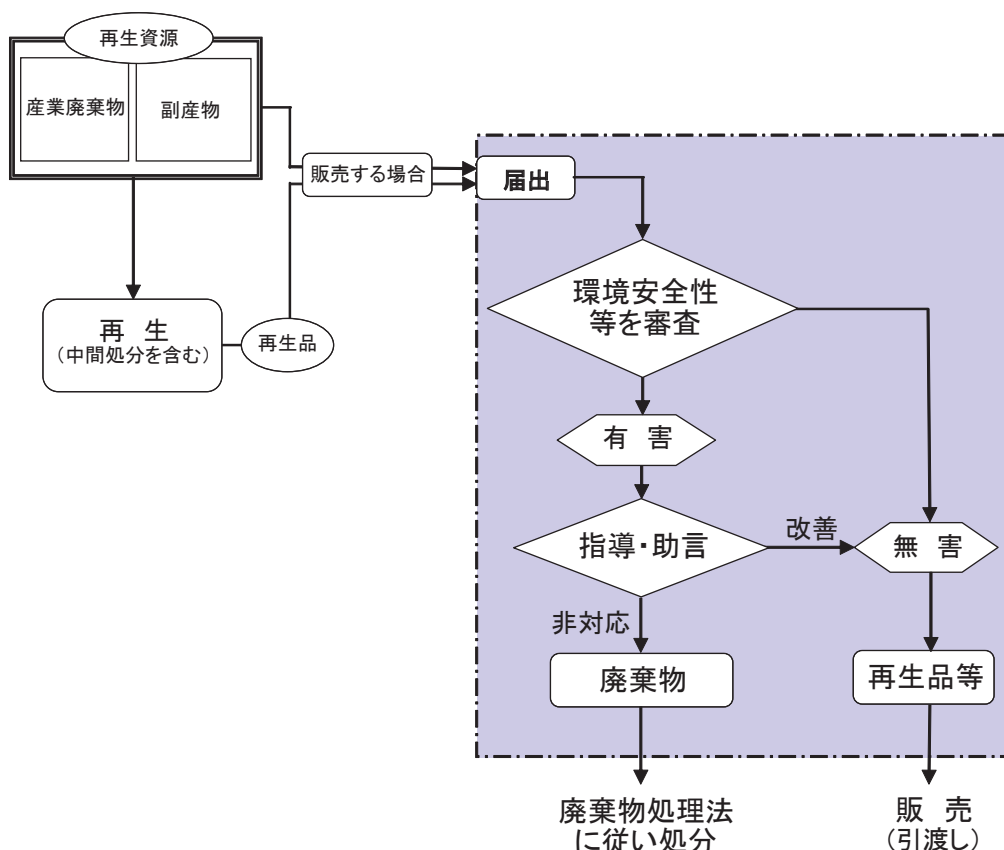
用済小型家電の回収体制を構築するため、社会実証事業を行っています。この実証事業に、本県では、平成25年度は、名古屋市、豊橋市、瀬戸市、犬山市、稲沢市、清須市及び大治町が、平成26年度は、蒲郡市、田原市及び北名古屋市が採択されています。

（7）再生資源活用審査制度【資源循環推進課】

県は、平成20年4月に策定した「再生資源の適正な活用に関する要綱」に基づき、産業廃棄物等から製造された再生品等が市場に流通する前にその環境安全性を審査し、産業廃棄物の不適正処理の防止を図っています。

この制度では、事業者が産業廃棄物等を再生し得られた製品を販売しようとする場合には事前に県へ届出することとされており、県は、書面審査や事業所の現地調査、再生品等の分析検査を行っています（図8-2-9）。この制度がスタートした平成20年7月から平成26年3月までに686件の届出が行われ、その環境安全性について確認しています。

図8-2-9 再生資源活用審査制度の仕組み



（8）菜の花エコプロジェクトの推進【食育推進課】

「菜の花エコプロジェクト」は、菜の花を栽培し観光資源として活用しながら、その種から食用のなたね油を搾り、更に、使用後は回収して石けんや軽油代替のバイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルするとともに搾油時に出た油かすを肥料等として用いるという、環境負荷の低減と資源循環利用を図るための取組です。

県は、平成 17 年度からこのプロジェクトの啓発活動や推進組織の充実等に取り組み、県内で菜の花エコプロジェクトに関する活動に取り組んでいる団体・個人の自主的な情報交換や相互連携を支援するとともに、「いいともあいち運動」との連携を深め、菜の花エコプロジェクトの PR やなたね油の利用拡大に向けた支援を行っています。

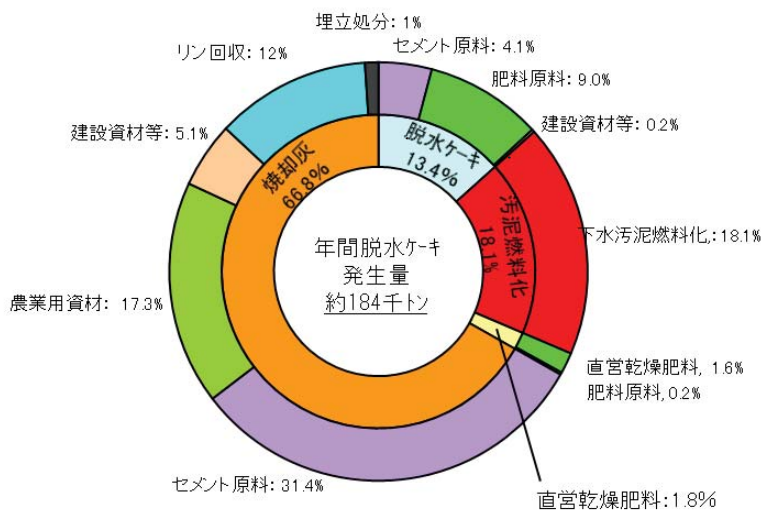
（9）下水汚泥の利活用【下水道課】

県内流域下水道の各浄化センターからの下水汚泥の総発生量は、平成 25 年度で約 18 万 4 千トンでした。その有効利用率は 99.0%に達していますが、セメント原料等、一部の利用に大きく依存しているのが現状です。社会的・経済的な変動による影響を最小限に抑え長期的かつ安定的な利用を確保するために、新たな利用方法を見つけるなど多方面での利用拡大を図っていく必要があります。

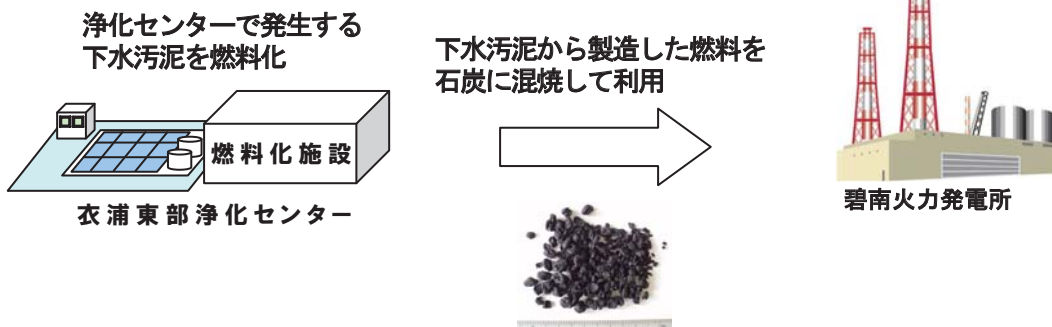
その一つとして愛知県は、平成 24 年度に下水汚泥から炭化燃料を製造する施設を衣浦東部浄化センターに建設し、平成 25 年度は年間 2,600 トンの炭化燃料を製造しました。

製造された炭化燃料は、平成 43 年度までの 20 年間、隣接する碧南火力発電所で利用される予定です（図 8-2-10）。

図 8-2-10 愛知県流域下水道汚泥の利用状況



『下水汚泥燃料化のフロー』



(資料) 建設部作成

6 公共関与による最終処分場の確保【資源循環推進課】

廃棄物処理法においては、産業廃棄物の処理は事業者責任で行うべきものとされていますが、民間事業者による新たな最終処分場の確保は近年極めて困難な状況にあります。

こうした状況への対応として、県は、事業者処理責任の原則を堅持しつつ、必要な場合は第三セクター方式により、公共関与の最終処分場の確保を推進しています。

公共が関与している最終処分場としては、(公財)愛知臨海環境整備センター(アセック)[名古屋港南5区]、(公財)豊田加茂環境整備公社

及び(一財)衣浦港ポートアイランド環境事業センターの3施設がありましたが(表8-2-8)、このうちアセックの名古屋港南5区処分場は平成21年度に埋立が終了し、(一財)衣浦港ポートアイランド環境事業センターの処分場は平成23年2月に埋立が終了しました。

このままでは産業活動や県民の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、知多郡武豊町地先の衣浦港3号地で新たな広域最終処分場の整備を進め、平成22年7月に一部供用を、平成23年3月には全面供用を開始し、平成26年3月末現在、埋立処分事業の進捗率は14.2%となっています(表8-2-9)。

表8-2-8 愛知県内の公共関与事例

名称	(公財)愛知臨海環境整備センター	(公財)豊田加茂環境整備公社	(一財)衣浦港ポートアイランド環境事業センター
組織 設立年月日	昭和63年8月1日	平成元年1月31日	平成8年5月24日
基本財産	219,250千円 公共 110,000千円(6自治体) (うち県60,000千円) 民間 109,250千円(48社)	100,000千円 公共 55,000千円(7自治体) ※合併により現在は2自治体 民間 45,000千円(90団体)	100,040千円 公共 70,040千円(18自治体) 民間 30,000千円(9団体)
廃棄物受入計画 受入期間	平成4年3月～平成22年3月	平成4年4月～	平成11年2月～平成23年2月
受入廃棄物	産業廃棄物:燃え殻始め10品目 一般廃棄物:焼却残渣 (平成7年4月から)	産業廃棄物:燃え殻始め12品目 一般廃棄物:焼却灰 (平成9年4月から)	産業廃棄物:燃え殻始め9品目 一般廃棄物:焼却残渣、不燃物
受入地域	産業廃棄物:県内全域 一般廃棄物:尾張地域	産業廃棄物:豊田市及びみよし市等 一般廃棄物:豊田市及びみよし市	産業廃棄物:碧南市始め5市4町 一般廃棄物:碧南市始め10市8町
施設概要 設置場所	知多市新舞子地先	豊田市御船町山ノ神地内	衣浦港2号地沖 (碧南市港南町地先)
面積 容 量	56.0ha 491万m ³	9.5ha 149万m ³	12.8ha 103万m ³

表8-2-9 衣浦港3号地廃棄物最終処分場事業の概要

項目	内 容
事業主体	(公財)愛知臨海環境整備センター(アセック)
所在地	武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先
埋立面積	47.2ha
廃棄物埋立容量	538万m ³
埋立廃棄物の種類 産業廃棄物	燃え殻、汚泥(有機性汚泥を除く)、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ダスト類など
一般廃棄物	焼却残渣
建設残土	土壌環境基準に適合するもの、その他
受入地域	県内全域
埋立期間	13年間

